

網走市子育て世帯向け 住宅賃貸支援事業

1. 目的

網走市では、低所得の子育て世帯が安心して居住できる住宅の確保及び経済的負担の軽減、空き家の有効活用を図るため、『網走市子育て世帯向け住宅賃貸支援事業』を実施します。

当事業は、“空き家の戸建て住宅”を『低所得の子育て世帯が円滑に入居できる専用住宅』として活用していただける住宅所有者等へ、住宅の改修費や家賃の補助を行う制度です。



2. 補助の内容

“住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律”に基づき、空き家の戸建て住宅を『低所得の子育て世帯が入居できる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅』として登録を受けることで、住宅の改修工事費の一部を補助します。また、入居する子育て世帯の家賃負担を軽減するため、家賃の減額分を住宅所有者または事業実施者に補助します。

補助の対象となる住宅は2戸（申込順）

（1）専用住宅改修事業

○対象工事は以下のとおりです

- ・バリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事
- ・間取り変更工事
- ・子育て対応改修工事
- ・調査において居住のために最低限必要と認められた工事
- ・北海道居住支援協議会が必要と認める改修工事のうち、子育て環境の改善に資するもの

○補助金は、改修工事等にかかる費用（消費税を含まない。）の3分の2かつ上限10万円

○網走市内に事務所又は営業所等を有する建設会社等による工事

（2）専用住宅家賃低廉化事業

○補助金は、下表のとおりかつ上限4万円

入居者の所得（月額）	収入分位	補助金の額（月額）
104,000 円以下	I	家賃×0.60
104,000 円を超え 123,000 円以下	II	家賃×0.55
123,000 円を超え 139,000 円以下	III	家賃×0.50
139,000 円を超え 158,000 円以下	IV	家賃×0.45
158,001 円以上	—	—

○補助金の交付期間は、管理開始から10年以内

3. 補助の対象となる住宅

- (1) セーフティネット住宅情報提供システムに低所得子育て世帯専用住宅として登録されたもの
 - (2) 改修補助金を受ける場合は専用住宅としての管理の期間が10年以上であること
 - (3) 専用住宅が市内に存するもので、個人が所有する戸建て住宅であること
 - (4) 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したもの
 - (5) 登録の時点で、空き家であること
 - (6) 家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない水準以下
- ※ その他の要件があります。お問い合わせください。

4. 入居世帯の資格

- (1) 入居時に小学校就学前の子どもが1人以上同居する世帯
 - (2) 入居時の世帯の月収が15万8千円以下であること
 - (3) 入居者は市税の滞納がないこと
- ※ 同居する子どもが小学校卒業まで入居可能
- ※ その他の要件があります。お問い合わせください。

5. セーフティネット住宅情報提供システムへの登録

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として、規模や構造、設備等について一定の基準に適合し、都道府県（道）、政令市（札幌市）、中核市（函館市、旭川市）の登録を受けた住宅をいいます。

住宅の登録・検索・閲覧については、国が運用する「セーフティネット住宅情報提供システム」を利用することができます。

登録申請は「セーフティネット住宅情報提供システム(URL:<http://www.safetynet-jutaku.jp>)」により電子データで提出を行うことができます。持参・郵送の場合は北海道建設部住宅局建築指導課建築企画グループ（北海道札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎9階））で受け付けます。

6. 制度の流れ

- (1) 事前協議
事前に網走市建設港湾部建築課建築係に相談してください。
 - (2) 住宅の登録
セーフティネット住宅情報提供システムに登録するため北海道へ書類を提出します。
 - (3) 住宅改修工事に対する補助金
改修工事を行う前に交付申請書の提出など手続きを行います。
 - (4) 入居者の公募
住宅所有者等は、入居者の公募、決定、賃貸借契約を行って、網走市へ報告してください。
 - (5) 入居開始
 - (6) 家賃減額に対する補助金
入居者の住民票など必要書類をそろえて交付申請書の提出など手続きを行います。
- ※ 詳しくはお問い合わせください。